

（仮称）札幌市個人情報保護法施行条例の制定及び札幌市情報公開条例の一部改正等（素案）について皆様から御意見を募集します。

**【募集期間】**

令和4年（2022年） 9月1日（木） から 9月30日（金） まで

（仮称）札幌市個人情報保護法施行条例の制定及び札幌市情報公開条例の一部改正等に係る条例の素案をまとめましたので、この素案に対する御意見を募集します。

今後、いただいた御意見を考慮して、札幌市議会に条例案を提出する予定です。

御意見の募集期間終了後、いただいた御意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

## 1 御意見の提出方法及び提出先

- ・御意見は、23ページの「御意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファックス、持参又は電子メールにて提出してください。

**【御意見の提出先】**

札幌市総務局行政部行政情報課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階

ファックス：011-218-5166

電子メール：[gyoseijoho@city.sapporo.jp](mailto:gyoseijoho@city.sapporo.jp)

- ・持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の8時45分から17時15分までの間にお持ちください。
- ・電子メールの場合は、件名に「個人情報保護法施行条例等素案に対する意見」と記載し、メールの本文に「お名前、御住所、年齢及び御意見」を記載してください。

## 2 留意事項

- ・お電話、口頭による御意見の受付や個別の回答はいたしませんので御了承ください。
- ・御意見の提出に当たっては、お名前、御住所及び年齢を御記入ください（御意見の概要を公表する際は、お名前、御住所及び年齢は公表いたしません。）。
- ・いただいた個人情報は、御意見の取りまとめ以外の目的で用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従い適切に取り扱います。

# 第1 (仮称)札幌市個人情報保護法施行条例の制定及び札幌市情報公開条例の一部改正等(素案)について

## 1 個人情報保護制度等の現状

札幌市が保有する個人情報については、「札幌市個人情報保護条例」(以下「保護条例」という。)に基づき取り扱っていますが、令和3年に「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」という。)が改正され、令和5年4月1日からは、地方公共団体の機関(議会を除く。以下同じ。)においても、保護法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなりました。

このため、札幌市においても、保護法に基づいて個人情報保護制度を運用するために必要な事項を定める「(仮称)札幌市個人情報保護法施行条例」(以下「施行条例」という。)を制定する必要があります。

また、「札幌市情報公開条例」(以下「公開条例」という。)に基づく公文書公開請求(以下「公開請求」という。)における非公開情報(注1。以下「非公開情報」という。)の範囲について、保護法に基づく個人情報開示請求(注2。以下「開示請求」という。)における不開示情報(注4。以下「不開示情報」という。)の範囲との整合性を確保するなどのために、公開条例を一部改正する必要があります。

以上のことから、①施行条例の制定、②保護条例の廃止、公開条例の一部改正及びその他の条例の規定整備を行うための条例の制定を行います。

---

**注1** 公開条例第7条各号に規定する情報。同条では、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定している。

**注2** 保護法に基づき、請求者本人の保有個人情報(注3)の開示を求めること。

**注3** 地方公共団体の機関にあっては、当該地方公共団体の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等に記録されている個人情報であって、当該地方公共団体の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該地方公共団体の機関が保有しているもの。ただし、官報、新聞、雑誌、書籍等に記録されているものを除く。

**注4** 保護法第78条第1項各号に規定する情報。同項では、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定されている。

## 2 施行条例で定めることができる事項

令和3年の保護法の改正は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、これまで各法律や各地方公共団体の条例により異なる取扱いがされていたことによる不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としています。

国の個人情報保護委員会（注5。以下「保護委員会」という。）が作成した「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）では、こうした保護法の改正の趣旨を踏まえて、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項について、地方公共団体においては条例で独自の規定を定めることは許容されないとしています（保護法において、条例等で別に規定を定めることができる旨の規定が置かれている場合を除く。）。また、保護法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が保護法と条例とに重複して存在することとなるため、保護法の解釈運用を保護委員会が一元的に担うこととした保護法の改正の趣旨に照らし、許容されないとしています。

以上のことから、保護委員会では、ガイドラインにおいて、次のとおり、「条例で定めることが想定される事項」及び「条例で定めることが許容される事項」を示しており、札幌市では、これらを踏まえて施行条例の規定を検討する必要があります。

### (1) 施行条例で定めることが想定される事項

- ア 開示請求における手数料の額
- イ 行政機関等匿名加工情報（次ページ注6）の利用に関する契約における手数料の額

### (2) 施行条例で定めることが許容される事項

- ア 条例要配慮個人情報（次ページ注8）の内容
- イ 個人情報取扱事務登録簿（保護法で定める個人情報ファイル簿（次ページ注10）とは別に個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿）の作成・公表に係る事項
- ウ 開示請求における不開示情報の範囲
- エ 開示請求などの手続
- オ 審議会等への諮問
- カ 単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

---

注5 保護法に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関

### 3 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）からの答申

札幌市長は、令和4年3月3日に審議会に対して、次の事項について諮問しました。

- (1) 保護法の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
- (2) 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- (3) その他審議が必要な事項について

審議会では札幌市長の諮問に応じて4回の審議を行い、令和4年7月21日に審議会から札幌市長に答申（以下「答申」という。）がありました。

---

**注6** 個人情報ファイル（注7）の個人情報を特定の個人を識別することができないように加工（削除・置換え）し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報

**注7** 保有個人情報を含む情報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（個人情報を管理するシステムや索引簿付きの紙の名簿など）

**注8** 地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、保護法で定める要配慮個人情報（注9）以外の個人情報で、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれるもの

**注9** 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪の被害に遭った事実、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）などの記述等が含まれる個人情報

**注10** 個人情報ファイルごとに、①個人情報ファイルの名称、②行政機関等の名称及び個人情報ファイルを利用する事務をつかさどる組織の名称、③個人情報ファイルの利用目的、④個人情報ファイルに記録される項目及び本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲、⑤個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法、⑥記録情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨、⑦記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先などを記載したもの

#### 4 施行条例の制定及び公開条例の一部改正等（素案）の主な内容

答申を踏まえて、施行条例では次のとおり規定します。また、改正後の保護法に合わせるなどのため、次のとおり公開条例の一部を改正します。

##### (1) 開示請求における手数料及び写しの交付に要する費用の負担

保護条例に基づく現行の取扱いと同様とすることが適当であるため、次のとおり施行条例で規定します。

- 1 開示請求における手数料は、徴収しないこととします。
- 2 開示請求で写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととします。

【参考】写しの交付に要する費用（令和4年9月現在）

区分	単位	金額
コピー（白黒）	片面1枚（A3まで）	10円
コピー（カラー）		20円
CD-R	1枚	60円
DVD-R		

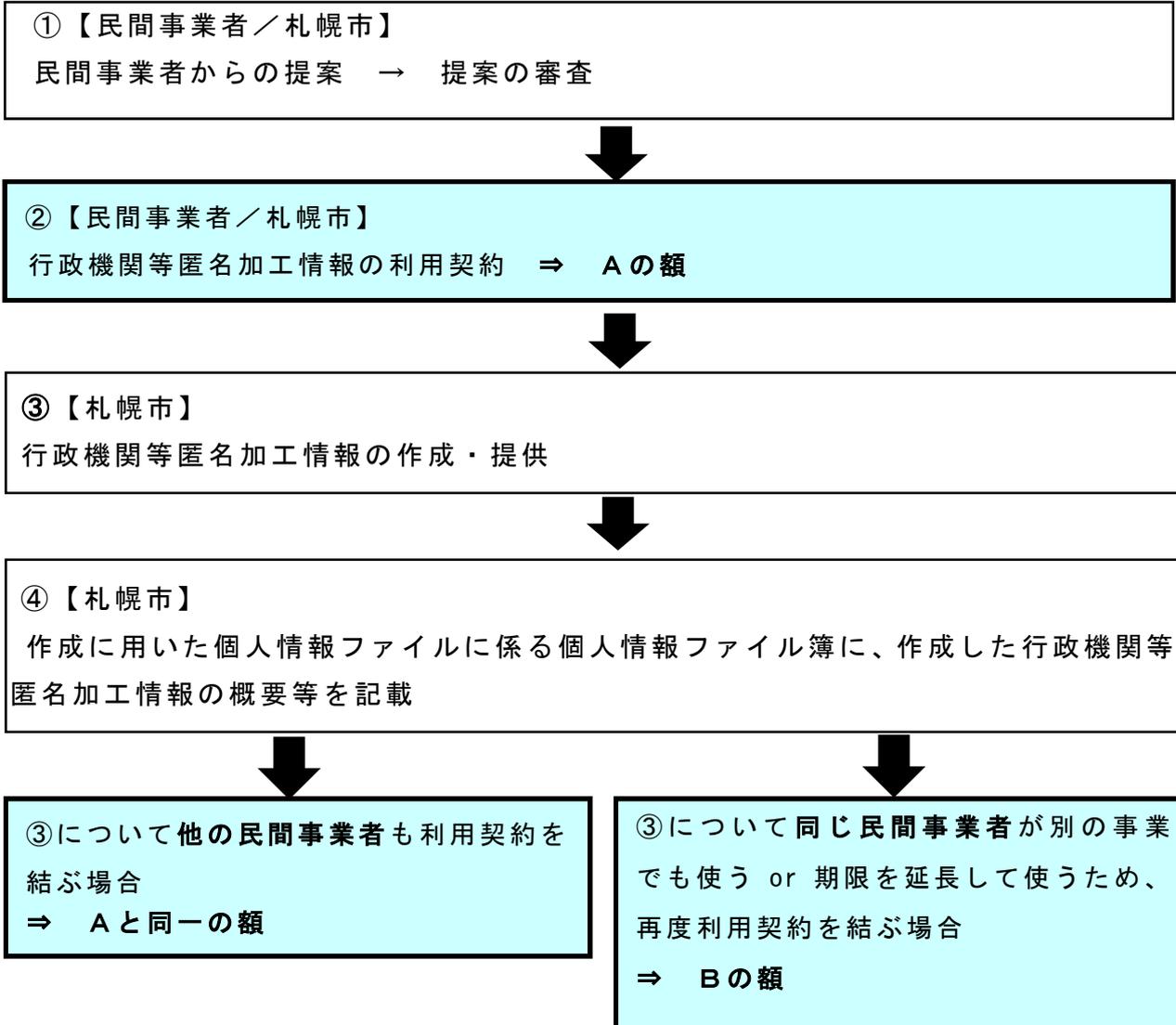
##### (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の額

保護法の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体に行政機関等匿名加工情報制度が導入されます（当面、都道府県及び政令指定都市以外は任意実施）。これは、地方公共団体の機関が毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報の利用について提案の募集を行い、事業に利用しようとする者（以下「民間事業者」という。）からの提案内容が保護法に規定する基準に適合するか審査した上で、契約を締結し、行政機関等匿名加工情報を提供する制度です。

札幌市においてもこの制度が導入されるため、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の額を、実費を勘案して政令で定められた額を標準として条例で定める必要がありますが、政令で定められた国の行政機関における当該手数料の額と同額とすることが適当であると考えられることから、次のとおり施行条例で規定します。

- 1 保護法第 119 条第 3 項の規定による手数料の額・・・A  
 21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とします。
- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
  - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額  
 (当該委託をする場合に限る。)
- 2 保護法第 119 条第 4 項の規定による手数料の額
- (1) 下記 (2) に掲げる者以外の者⇒A と同一の額
  - (2) 保護法第 115 条(保護法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者⇒12,600 円・・・B

【補足】行政機関等匿名加工情報の手数料について



※ A・Bの額は、政令で定められた国の行政機関における手数料の額と同額です。

### (3) 開示請求における不開示情報及び公開請求における非公開情報の範囲

同じ公文書を対象として開示請求と公開請求が行われた場合、保護法による不開示情報と公開条例による非公開情報の範囲が異なっていると、開示された文書と公開された文書を突合することで、不開示情報（非公開情報）が推測され、個人の権利利益等が侵害されるおそれがあります。したがって、不開示情報と非公開情報の整合性を確保する必要があります。

#### ア 施行条例の規定について

不開示情報と非公開情報との整合性を確保するため、保護法第78条第1項各号に掲げる不開示情報が公開請求において公開することとされている場合には、施行条例で規定することにより、開示請求において公開請求と同様に開示することができます（同条第2項）。

そこで、広く開示を図るという観点から、次の2点について、不開示情報から除く情報とすることを施行条例で規定することとします。

#### 1 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の氏名（以下「公務員等の氏名」という。）

保護法では、公務員等の氏名が不開示情報とされています。一方、公開条例では、公務員等の氏名は非公開情報から除かれ、公開しています。この点について、施行条例において公務員等の氏名を開示する旨を規定し、開示請求では公務員等の氏名を開示することとします。

#### 2 審議・検討等に関する非公開情報のうち、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（以下「生命等保護情報」という。）

保護法では、生命等保護情報を開示する旨の規定がありません。一方、公開条例では、審議・検討等に関する非公開情報から生命等保護情報が除かれ、公開しています。この点について、施行条例において生命等保護情報を開示する旨を規定し、開示請求では生命等保護情報を開示することとします。

#### イ 公開条例の改正について

不開示情報と非公開情報との整合性を確保するため、次のとおり公開条例の一部を改正します。なお、公開条例の一部改正に当たっては、改正により非公開情報の範囲が広がることのないように運用します。

#### 1 原則として、公開条例の規定をこれに対応する保護法の規定に合わせて改正します。

#### 2 ただし、上記アにより施行条例で規定する①公務員等の氏名、②生命等保護情報については、現行の取扱いを維持します。

#### (4) 開示決定等の期限

開示決定等の期限については、保護条例の方が保護法よりも短い期間を定めています。

そこで、保護法の適用後も保護条例と同様の取扱いを継続することとし、次のとおり施行条例で規定します。

- 1 保護法で定める下表①の期間を14日に短縮します。
- 2 保護法で定める下表③の期間を44日に短縮します。

#### 【補足】保護条例及び保護法で規定する開示決定等の期限

	保護条例の期限	保護法の期限
①原則	14日以内	30日以内
②通常延長（※1）	①+30日=44日以内	①+30日=60日以内
③特例延長（相当部分の開示決定等）（※2）	44日以内	60日以内

※1 事務処理上の困難その他正当な理由により開示決定等の期限を延長する場合は、通常延長を行います。保護条例、保護法いずれも、①の期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長が可能です。

※2 開示請求に係る個人情報著しく大量で、②の期間内にその全てについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、特例延長を行います。この場合には、開示請求に係る個人情報の相当の部分について③の期間内に開示決定を行い、残りの個人情報については開示請求を行った者に①の期間内に通知した上で、相当の期間内に決定します。

## (5) 審議会への諮問

保護法では、地方公共団体の機関は、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされました。

この点について、札幌市の個人情報保護制度を適正に運用していくため、施行条例の実質的な改正を行う場合等には審議会に諮問することを、次のとおり施行条例で規定します。

本市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、施行条例の改正などの場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することとします。

## (6) 運用状況及び実施状況の公表等

### ア 施行条例の規定について

上記(1)から(5)までのほか、施行条例で定めることが許容される単なる内部の事務に関する規律にすぎない事項として、保護条例における取扱いとおおむね同様となるよう、次のとおり施行条例で規定します。

- 1 市長は、毎年度1回、本市の機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表することとします。
- 2 市長は、毎年度1回、取りまとめた運用状況を審議会に報告することとします（※）。

※ これまでは、開示請求に対する存否応答拒否決定（次ページ注 11）を行った場合、直近に開催される審議会に報告する取扱いとしていました。この点について、1の運用状況として、その件数や事案の概要などを取りまとめ、公表するとともに、2によって毎年度1回審議会に報告することとします。

### イ 公開条例の改正について

公開条例では、上記アの1の施行条例の内容と同様に、市長は、毎年度1回、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、これを公表するものとしています。

これに加え、上記アの2の施行条例の内容に合わせて、公開条例では次のとおり規定します。

市長は、毎年度1回、取りまとめた実施状況を審議会に報告することとします（※）。

※ これまでは、公開請求に対する存否応答拒否決定（注 12）を行った場合、直近に開催される審議会に報告する取扱いとしていました。この点について、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況として、その件数や概要などを取りまとめ、公表するとともに、毎年度 1 回審議会に報告することとします。

---

注 11 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することをいう。

注 12 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときに、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することをいう。

## (7) 施行条例で規定しない事項

### ア 上記 2 (2) アの「条例要配慮個人情報」について

現時点では、保護法で定められた要配慮個人情報のほかに、札幌市の地域の特性等を考慮して条例で定める必要があると考えられるような個人情報は想定されず、保護法に基づき十分に個人情報の保護を図ることが可能であると考えられることから、条例要配慮個人情報については、施行条例において規定しないこととし、今後の社会情勢の変化や本市における諸施策の動向等を踏まえて必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

### イ 上記 2 (2) イの「個人情報取扱事務登録簿（保護法で定める個人情報ファイル簿とは別に個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿）の作成・公表に係る事項」について

保護条例では、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき等は、取り扱う個人情報の記録項目や対象者の範囲等を記載した個人情報取扱事務届出書を作成し、一般の閲覧に供することとしています。一方、保護法では、個人情報ファイルごとに取り扱う個人情報の記録項目や対象者の範囲等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされています。

保護条例の規定に基づく個人情報取扱事務届出書に記載する事項と、保護法の規定に基づく個人情報ファイル簿に記載する事項は、ほとんど同じであり、札幌市においては、個人情報ファイル簿に記載すべき項目以外の項目で帳簿に記載しておく必要があると考えられるものがないことから、個人情報取扱事務登録簿については作成しないこととし、施行条例においても規定しないこととします。

なお、個人情報ファイルに記録される本人の数が 1,000 人以上かつ保存期間が 1 年以上の個人情報ファイルについては、保護法で個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられており、窓口及び本市公式ホームページで公表する予定です。これに加えて、札幌市では、答申を踏まえ、個人情報ファイル簿の作成漏れを防止する必要もあることから、本人の数が 1,000 人未満又は保存期間が 1 年未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿を作成することとし、可能な限り情報公開を推進する観点の下、個別の請求に応じて閲覧に供する取扱いとする予定です。

## (8) 経過措置について

令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から改正後の保護法が施行されるとともに、保護条例を廃止することに伴い、施行日前後における個人情報保護制度の取扱いについて定める必要があるため、次のとおり罰則を含む経過措置の規定を別途設ける予定です。

ア 保護条例を廃止する前に行われた開示請求等については、廃止後も保護条例に基づき開示決定等を行うこととするよう経過措置を設けます。

イ 保護条例を廃止する前に行われた違反行為について、廃止後も保護条例に規定する罰則が適用されるよう経過措置を設けます。

ウ 上記アの経過措置が適用される場合において、保護条例の廃止後に偽りその他不正な手段により開示を受けた者については、引き続き保護条例に規定する罰則が適用されるよう経過措置を設けます。

エ 「個人情報」の定義について、保護法では「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定されていますが、保護条例では「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定しており、保護条例では、容易には照合することができないものについても、個人情報に含んでいます。そのため、保護条例では個人情報に該当するが保護法では個人情報に該当しない情報が生じることから、当該情報について保護条例の規定の適用を受けた者が違反行為を行った場合には、廃止後も保護条例に規定する罰則が適用されるよう経過措置を設けます。

※ 罰則の内容については、関係機関との協議により変更になる場合があります。

## 第2 審議会からの答申

答申第144号

令和4年（2022年）7月21日

札幌市長 秋元克広様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 嶋拓哉

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第1号の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年3月3日付け札行情第10702号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

### 記

- 1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
- 2 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- 3 その他審議が必要な事項について

## 答 申

## 1 答申に当たって

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）が、令和5年4月1日から施行される。これにより、同日以降、札幌市が保有する個人情報は、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「保護条例」という。）ではなく保護法に基づき取り扱われることになる。

今般札幌市長から、保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）の制定などの個人情報保護制度の見直し、情報公開制度と個人情報保護制度との整合性を確保するための対応などについて、諮問を受けたところである。札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）では、これまで4回にわたり審議を重ねた結果、意見を取りまとめるに至ったので、ここに答申する。

## 2 審議会の判断

## (1) 開示請求の手数料について

次のとおり施行条例で規定することが、妥当である。

- 開示請求の手数料を徴収しないこと。
- 写しの交付に要する費用を徴収すること。

## 【説明】

保護法第89条第2項では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求の手数料の額を施行条例で定める必要がある。なお、開示請求の手数料の額を施行条例で無料と定めることも妨げられないとされている。

この点について、保護法の施行後も保護条例と同様の取扱いを継続する方針に基づいて、開示請求の手数料を徴収しない旨及び写しの交付に要する費用を徴収する旨を施行条例に規定することが、妥当である。

## (2) 開示決定等の期限について

保護法第83条第1項に規定する期限（30日以内）を「14日以内」に、同法第84条に規定する期限（60日以内）を「44日以内」に、それぞれ短縮する旨を施行条例に規定することが、妥当である。

### 【説明】

保護法第83条第1項では、「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない」と規定する。また、同法第84条では、「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」と規定する。なお、これらの期限については、施行条例に定めることにより短縮することができる。

この点について、保護法の施行後も保護条例と同様の取扱いを継続する方針に基づいて、同法第83条第1項に規定する期限（30日以内）を「14日以内」に、同法第84条に規定する期限（60日以内）を「44日以内」に、それぞれ短縮する旨を施行条例に規定することが、妥当である。

## (3) 行政機関等匿名加工情報（※1）の手数料の額について

施行条例で定める行政機関等匿名加工情報の手数料の額について、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第177号）第1条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「保護法施行令」という。）第31条第4項及び第5項に規定する額と同額とすることが、妥当である。

### 【説明】

保護法の施行に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体（当面は都道府県及び政令指定都市）に行政機関等匿名加工情報制度（※2）が導入される。同法第119条第3項及び第4項では、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しているため、手数料の額を施行条例で定める必要がある。なお、この規定を受けて、保護法施行令第31条第4項及び第5項では、施行条例で定める行政機関等匿名加工情報の手数料の額の標準を定める。

この点について、施行条例で定める当該手数料の額を保護法施行令第31条第4項及び第5項に規定する額と別異に設定する理由はなく、これと同額

にすることが、妥当である。

※1 行政機関等匿名加工情報

個人情報ファイルの個人情報を加工（削除・置換え）して、個人を識別できなくしたデータをいう。

※2 行政機関等匿名加工情報制度

地方公共団体の機関が毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報の利用について提案の募集を行い、事業に利用しようとする者からの提案内容が保護法に規定する基準に適合するか審査した上で、契約を締結し、提供する制度をいう。

【参考】保護法第119条

（手数料）

第119条（省略）

2（省略）

3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5～10（省略）

【参考】保護法施行令第31条

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第31条 法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3（省略）

4 法第119条第3項の政令で定める額は、第1項に定める額とする。

5 法第 119 条第 4 項の同条第 3 項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第 2 項に定める額とする。

#### (4) 条例要配慮個人情報について

現時点では、施行条例において条例要配慮個人情報を規定しないこととし、今後の社会情勢の変化や札幌市における諸施策の動向等を踏まえて必要に応じて適宜見直しを図ることが、妥当である。

##### 【説明】

保護法第 2 条第 3 項では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として位置付ける。また、同法第 60 条第 5 項では、要配慮個人情報以外に、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として位置付ける。このため、条例要配慮個人情報を施行条例に規定する必要があるかどうかを検討する必要がある。

この点について、保護法では、個人情報全般について、個人情報の保有の制限等（第 61 条）、利用目的の明示（第 62 条）、不適正な利用の禁止（第 63 条）及び適正な取得（第 64 条）等の規定に基づいて、厳格かつ慎重な取扱いが保障されるような枠組みを構築している。このことを踏まえると、仮に施行条例において条例要配慮個人情報を規定したとしても、その実際的な効果は小さいと考えられる。また、現時点で俯瞰したところ、地域の特性等その他の事情に応じて、札幌市において条例要配慮個人情報として位置付けるべき情報の類型が特段存在するとも考えられない。したがって、現時点では施行条例において条例要配慮個人情報を規定しないこととし、今後の社会情勢の変化や札幌市における諸施策の動向等を踏まえて必要に応じて適宜見直しを図ることが、妥当である。

## (5) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書について

次のとおりとすることが、妥当である。

- 個人情報ファイルに記録される本人の数の多寡及び保存期間の長短を問わず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成すること。
- 本人の数が1,000人未満又は保存期間が1年未満の個人情報ファイル簿については、個別の請求に応じて閲覧に供すること。

### 【説明】

保護法第75条第1項では、行政機関等が保有している個人情報ファイルごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられる。ただし、個人情報ファイルのうち記録される本人の数が1,000人未満のもの又は保存期間が1年未満のものは、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられない（したがって、保護法第75条第1項により個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられるのは、記録される本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上の個人情報ファイルに限られることになる。）。

この点について、札幌市では、従前の個人情報取扱事務届出書に代えて個人情報ファイル簿を作成する方針であると聞き及んでいるが、同市において個人情報の保有状況を遺漏なく把握する必要があるとあり、保護法で定められた個人情報ファイル簿の作成漏れや公表漏れを防止する必要もあることから、個人情報ファイルに記録される本人の数の多寡及び保存期間の長短を問わず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成することが、妥当である。また、既述のとおり、保護法第75条第1項に基づき個人情報ファイル簿の公表が義務付けられるのは、本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上の個人情報ファイルに限られるが、それ以外の個人情報ファイル簿についても、可能な限り情報公開を推進する観点に立脚し、個別の請求に応じて閲覧に供することが、妥当である。

(6) 保護法の不開示部分と札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「公開条例」という。）の不開示部分との整合性の確保について

次の方針に基づき保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分との整合性を確保することが、妥当である。

- 原則、公開条例の規定をこれに対応する保護法の規定に合わせる。
- 公開条例においてこれに対応する保護法の規定よりも不開示情報の範囲を狭くする規定がある場合は、公開条例ではこの規定を残し、施行条例により不開示情報の範囲を狭める。
- 改正後の公開条例により不開示情報の範囲が広がることのないように運用する。

**【説明】**

保護法と公開条例の不開示部分の整合性を確保するため、保護法第78条第2項では、条例で定めることにより、①保護法の不開示情報を公開条例と同様に開示にすること、②保護法の開示情報を公開条例と同様に不開示にすることができる旨を規定する。また、①及び②によるほか、③公開条例の規定を保護法の規定に合わせて改正することにより、不開示情報の整合性を確保することも可能である。

この点について、次の方針に基づき保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分との整合性を確保することが、妥当である。

- ア 原則、公開条例の規定をこれに対応する保護法の規定に合わせる。
- イ 公開条例においてこれに対応する保護法の規定よりも不開示情報の範囲を狭くする規定がある場合は、公開条例ではこの規定を残し、施行条例により不開示情報の範囲を狭める。
- ウ 改正後の公開条例により不開示情報の範囲が広がることのないように運用する。

## (7) 審議会への諮問について

次のとおりとすることが、妥当である。

- 保護法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に審議会に諮問する旨を施行条例に規定すること。
- 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）に規定する審議会の所掌事務についても、所要の改正を行うこと。

### 【説明】

保護法第129条では、地方公共団体の機関は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」には、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる旨を規定する。

この点について、施行条例の実質的な改正を行う場合等を念頭に置き、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に審議会に諮問する旨を施行条例に規定し、これに併せて、審議会の所掌事務についても所要の改正を行うことが、妥当である。

## (8) 運用状況の公表について

次のとおりとすることが、妥当である。

- 市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表する旨を施行条例に規定すること。
- 市長が審議会に対して年1回個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告する旨を、施行条例及び公開条例に規定すること。

### 【説明】

保護条例第52条では、「市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする」と規定し、従前より、この規定に基づいて市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表している。この点については、施行条例に同旨を規定し、市長による運用状況の公表を継続して行うことが、妥当である。

また、これまでも市長より審議会に対して、年1回個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告しているが、この報告に関して条例では何ら規定が設けられていなかった。この点、市長による審議会

への当該報告の根拠を明確にするため、施行条例及び公開条例に当該報告に関する規定を置くことが、妥当である。

#### (9) 存否応答拒否（※）の審議会への報告について

市長が審議会に対して個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告する（上記(8)参照）のに併せて、存否応答拒否の件数や事案の概要等を報告することが、妥当である。

#### 【説明】

保護条例第19条第2項では、個人情報開示請求に対して、存否応答拒否をした場合には審議会に速やかに報告することとしているが、保護法では同旨の規定は存在しない。

この点について、市長が審議会に対して個人情報保護制度の運用状況及び情報公開制度の実施状況を報告する（上記(8)参照）のに併せて、存否応答拒否の件数や事案の概要等を報告することが、妥当である。

#### ※ 存否応答拒否

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することをいう。

### 3 審議会での審議経過

	開催日	審議内容
第1回	令和4年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護法の概要説明</li> <li>・ 保護法と保護条例との相違点の説明及び審議事項の整理</li> </ul>
第2回	令和4年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項の具体的な審議（その1）</li> <li>（1）開示請求の手数料</li> <li>（2）開示決定等の期限</li> <li>（3）行政機関等匿名加工情報の手数料</li> <li>（4）条例要配慮個人情報</li> <li>（5）個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書</li> </ul>
第3回	令和4年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項の具体的な審議（その2）</li> <li>（6）保護法の不開示部分と公開条例の 不開示部分との整合性の確保</li> <li>（7）審議会への諮問</li> <li>（8）運用状況の公表</li> <li>（9）存否応答拒否の審議会への報告</li> </ul>
第4回	令和4年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申素案の審議</li> </ul>
答申	令和4年7月21日	

(仮称) 札幌市個人情報保護法施行条例の制定及び  
札幌市情報公開条例の一部改正等 (素案) について

御意見記入シート

氏名		年齢	歳
住所			
意見	※どの項目に対する御意見か分かるように記載してください。		

切り取り線

用紙が足りない場合は、別紙に御記入の上御提出ください(氏名、住所は必ず記載してください)。